

## 役員報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本サウナ・スパ協会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)、及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員等に対して、この法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金及び原稿執筆謝金を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

### (定例報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

### (定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細

は、別に定める職員を対象とする職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（事務局長兼務の役員報酬）

第 6 条 理事が事務局長を兼務する場合は、職員給与規程に基づき、事務局長の給与を支払うものとし、理事の給与は第 2 条第 1 項第 3 号の非常勤扱いとする。

（講師及び原稿執筆謝金）

第 7 条 役員等が会長より研修会等の講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

（退職慰労金）

第 8 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金に関する詳細は、別に定める職員を対象とする退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）に準ずる。

（費用）

第 9 条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

（公表）

第 10 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本サウナ・スパ協会設立登記の日から施行する。（平成 23 年 3 月 10 日社員総会決議）

別表

	月額		月額		月額
第 1 号	100,000 円	第 6 号	350,000 円	第 11 号	600,000 円
第 2 号	150,000 円	第 7 号	400,000 円	第 12 号	650,000 円
第 3 号	200,000 円	第 8 号	450,000 円	第 13 号	700,000 円
第 4 号	250,000 円	第 9 号	500,000 円		
第 5 号	300,000 円	第 10 号	550,000 円		